

令和7年2月

臨時會議事録

備北地区消防組合

令和7年2月5日備北地区消防組合議会臨時会を開会した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 片岡 宏文	2 番 竹田 恵	3 番 細美 克浩
4 番 山田真一郎	5 番 藤岡 一弘	6 番 坪田 朋人
7 番 松本みのり	8 番 藤原 洋二	9 番 桂藤 和夫
10 番 増田 誠宏	11 番 藤井憲一郎（副議長）	
12 番 堀井 秀昭（議長）		13 番 横路 政之
14 番 弓掛 元	15 番 （空 席）	16 番 保実 治

以上15名

2 地方自治法第121条により出席した者の職氏名は、次のとおりである。

管 理 者 福岡 誠志	副管理者 木山 耕三	副管理者 堂本 昌二
三次市長	庄原市長	三次市副市長
消 防 長 松田 吉弘	総務課長 松本 英嗣	警防課長 中岡 紳
通信指令課長 真丸 行成	三次署長 山本 修司	庄原署長 亀山 勝
東城署長 前田 拓哉		

以上10名

3 議会事務局職員として出席した者の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 児玉 智宏 総務課庶務係長 橋本 政彦
総務課経理係長 山本 陽広

4 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案日程

日 程	議案番号	件 名
第 1		会期の決定について
第 2	議案第 1 号	備北地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）

第 3	議案第 2 号	工事請負契約の締結について
第 4	議案第 3 号	工事請負契約の締結について
第 5	発議第 1 号	備北地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

5 議事の状況は、次のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（堀井秀昭君） 皆様、本日は何かと御多忙のところ、また足元の悪い中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る1月20日に当組合議員でありました庄原市の政野議員が庄原市議会議員を辞職されたことに伴い、本日の議会の出席議員数は15名であります。

ただいまから令和7年の備北地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の臨時会は、撮影、録音、録画を許可しております。

直ちに本日の会議に入ります。

本日の会議録署名者を指名いたします。

会議規則86条の規定によって、署名者は山田議員及び横路議員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本組合臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

それでは、次の日程に入ります前に、福岡管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

〔管理者三次市長（福岡誠志君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 福岡管理者。

○管理者三次市長（福岡誠志君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和7年備北地区消防組合議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方にはお忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。また、当組合の運営につきましては、議員各位の御理解と御協力によりまして円滑な業務の推進ができております。改めまして、重ねて御礼を申し上げる次第です。

現在実施しております消防本部・三次消防署新庁舎建設工事につきましては、

12月の定例会におきまして建築主体工事を御議決いただきましたけれども、本日の臨時会におきましても関連する工事請負契約を上程しております。

三次市におきましても、新庁舎へのアクセス道路の改良、あるいは水道施設の移設など、インフラ事業も着実に進めております。

今後も住民の皆様の期待に沿うべく、減災・防災を常に意識し、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進してまいります。議員各位におかれましては、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、本日から明日にかけてこの県北一帯につきましても積雪が予報をされるところであります。日常生活に影響があるところも予想されますので、引き続き事前にいろんな備えなどを行っていただきながら、地域住民の生命、財産を守っていただきますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀井秀昭君） 日程第2，令和7年議案第1号備北地区消防組合個人情報保護の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）について提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第1号備北地区消防組合個人情報保護の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号備北地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）については原案のとおり可決いたしました。

日程第3，令和7年議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第2号の工事請負契約の締結についてを説明申し上げます。

本案は，備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事，電気工事につきまして，一般競争入札を令和7年1月15日に執行いたしました。1社による入札の結果，3億8,500万円で株式会社中電工・光栄電工株式会社備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事（電気）共同企業体代表者，株式会社中電工三次営業所が落札いたしました。よって，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，組合議会の議決を求めようとするものであります。よろしく御審議の上，御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論願います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号工事請負契約の締結については原案のとおり可決いたしました。

日程第4、令和7年議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第3号の工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事、機械工事につきまして、一般競争入札を令和7年1月15日に執行いたしました。1社による入札の結果、2億4,750万円で有限会社谷中設備工業が落札いたしました。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、組合議会の議決を求めようとするものであります。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論願います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号工事請負契約の締結については原案のとおり可決いたしました。

日程第5，令和7年発議第1号備北地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔3番 細美克浩君，挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 細美議員。

○3番（細美克浩君） ただいま御上程になりました発議第1号について，提出者を代表し，提案理由の説明をいたします。

提出者は，横路政之議員，藤原洋二議員，片岡宏文議員，そして私，細美克浩でございます。

本案は，刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され，令和7年6月1日から施行されることに伴い，条例の一部を改正しようとするものです。

以上，よろしく御審議の上，御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

よって，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については，会議規則第37条第2項の規定により，委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

以上で本臨時会に提出された付議事件は終了いたしました。

これにて令和7年備北地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月5日

備北地区消防組合 議 会 議 長 堀井 秀昭

議事録署名者 山田真一郎

議事録署名者 横路 政之